

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和8年1月28日(水) 午前10時00分～午前11時00分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)

2 番委員 益 田 麻衣子 (教育長職務代理者)

3 番委員 秋 元 美 里

4 番委員 齊 藤 修 一

5 番委員 松 葉 口 玲 子

3 説明員等氏名

教 育 部 長 菊 地 映 江

文 化 部 長 大 木 勝 雄

子ども若者部長 吉 野 る み

教育部副部長 岡 田 夏 十

教育部副部長 諏訪部 澄 佳

文化部副部長 門 松 忠 輝

文化部副部長 湯 浅 浩

子ども若者部副部長 矢 島 佳 典

子ども若者部副部長 田 村 直 美

教育総務課長 安 藤 良 徳

学校施設担当課長 久 保 浩一郎

教育指導課長 松 澤 俊 介

教育指導課担当課長 松 室 裕

保健給食課長 吉 澤 太 郎

生涯学習課長 蓑 宮 康 之

文化財課長 小 林 隆

図書館長 竹 縄 謙 史

スポーツ課長 穂谷野 晃

その他関係職員

(事務局)

教育総務課係長 三 浦 慶太郎

教育総務課主査 岩 澤 広 明

4 報告事項

(1) 市議会12月定例会の概要について【資料配布のみ】

(資料1 教育部・文化部)

5 議事

日程第 1

議案第 1 号

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改定（小田原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定）について（教育指導課）

日程第 2

議案第 2 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について（教育指導課）

日程第 3

議案第 3 号

市議会定例会提出議案（令和 8 年度小田原市一般会計予算）に同意することについて【非公開】（教育部・文化部・青少年課）

日程第 4

議案第 4 号

市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】（保健給食課）

日程第 5

議案第 5 号

市議会定例会提出議案（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】（保健給食課）

6 議事等の概要

（1）柳下教育長開会宣言

（2）12月定例会議事録の承認

（3）議事録署名委員の決定… 4 番 齊藤委員、5 番 松葉口委員に決定

○柳下教育長 ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

議案第 2 号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」、議案第 3 号「市議会定例会提出議案（令和 8 年度小田原市一般会計予算）に同意することについて」、議案第 4 号「市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）に同意することについて」及び議案第 5 号「市議会定例会提出議案（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて」を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議ありませんので、議題３～５号を日程に追加することといたします。

○柳下教育長 議案第３号「市議会定例会提出議案（令和８年度小田原市一般会計予算）に同意することについて」、議案第４号「市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）に同意することについて」及び議案第５号「市議会定例会提出議案（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて」は、令和８年３月小田原市議会定例会への提出案件ですので、小田原市教育委員会会議規則第５条第１項ただし書の規定により、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議ありませんので、採決いたします。議案第３号から議案第５号までを非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○柳下教育長 全員の賛成により、議案第３号から議案第５号までは、後ほど非公開といたします。

(４) 報告事項 (１) 市議会 12 月定例会の概要について

○柳下教育長 はじめに、報告事項 (１)「市議会 12 月定例会の概要について」は資料配布とさせていただきますので、御了承ください。

(５) 日程第１ 議案第１号小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改定（小田原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定）について
(教育指導課)

○教育指導課 それでは、私からご説明いたします。資料○をご覧ください。

令和８年３月に「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」を改定します。

「Ⅰ 改定の経緯」ですが、令和７年３月には県の働き方改革に関する指針が改定され、併せて「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言」が出されました。県と県域の市町村とが一体となって働き方改革のより一層の推進に努めることとなり、また、令和５年の改訂から３年を経過したことから、本指針を改定するものです。

「Ⅱ 指針の性格」ですが本指針を、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正に伴い策定することとされた「業務量管理・健康確保措置実施

計画」にも併せて位置づけることで、各学校におけるより一層の働き方改革の推進につなげます。

「Ⅲ 小田原市の教職員の働き方改革の目標」ですが、「長時間勤務の是正」と「ウェルビーイングの向上」と定めます。なお、項目及び目標値は、神奈川県、及び県域の市町村で共通となっております。

「Ⅳ 各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組」ですが、改定前の指針の内容を見直すとともに、文部科学省から示された「業務の3分類」ごとに、教育委員会として推進していく取組をまとめたものです。

「Ⅴ 関連する取組、今後の実施状況の把握について」ですが、文部科学省の参考例を踏まえ、本市の実情に応じた関連する取組及び今後の実施状況の把握について示したものです。

「Ⅵ 働き方改革加速化宣言」ですが、すでに発出済みではありますが、さらなる周知のために掲載するものです。

説明は以上となります。

(質疑・意見等)

○柳下教育長 「学校閉庁日の年5日」というのは、土日と同じ扱いになるのでしょうか。それとも、連休として設定されるのですか。

○教職員担当課長 年休を取得していただく形となります。また、連休として設定する場合もございます。

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(6) 日程第2議案第2号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

(教育指導課)

○教育指導課長 それではご説明いたします。

改正の理由ですが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、小田原市の基幹システムがガバメントクラウドにある標準システムへ移行することとなりました。それに伴い、学齢簿などの就学管理を行っている就学管理システムも標準システムへ移行することとなります。この移行により、就学管理システムから印刷される様式が変更されるため、様式を定めている学校教育法施行細則を改正するものです。

改正の内容についてですが、就学管理システムから印刷される学齢簿など計7様式が改正の対象となります。改正される様式と現在の様式については、別紙の新旧対照条文にまとめておりますのでご確認ください。

今後の予定ですが、令和8年2月にシステム移行に合わせて施行する予定です。

説明は以上です。

(質疑・意見等 特になし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしました。会議を非公開とする前に、その他として、委員又は事務局から何かありますか。

ないようですので、非公開とすることにいたしました案件を議題といたします。

関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

(7) 日程第3議案第3号 市議会定例会提出議案（令和8年度小田原市一般会計予算）に
同意することについて【非公開】 (教育部・文化部・青少年課)

(8) 日程第4議案第4号市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改
正する条例）に同意することについて【非公開】 (保健給食課)

(9) 日程第5議案第5号市議会定例会提出議案（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に
関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】 (保健給食課)

(10) 柳下教育長閉会宣言

令和8年2月25日

柳下教育長

署名委員（齊藤委員）

署名委員（松葉口委員）